

もんぜんパートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市民が長野地区中心市街地の道路、広場等の公共施設（以下「公共施設」という。）を対象に、ボランティアによるまちづくり活動を通じて、市民自らの手で中心市街地を魅力あるまちに育て、まちづくり活動の活性化を図るためのもんぜんパートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、市と市民の協働によるまちづくりの推進を目的とする。

(申込み等)

第2 この制度によるまちづくり活動を行う団体（以下「活動団体」という。）になろうとする者は、もんぜんパートナーシップ制度参加申込書（様式第1号）に参加者名簿（様式第2号）及び活動予定表（様式第3号）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項のもんぜんパートナーシップ制度参加申込書の提出があったときは、活動を希望する区域及び内容等について活動を希望する団体と協議するものとする。

3 活動団体は、毎年度の参加者名簿及び活動予定表を、前年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

(合意書の取り交わし等)

第3 市長は、第2第2項の規定による協議により合意したときは、活動を希望する団体ともんぜんパートナーシップ制度合意書（様式第4号）を取り交わすものとする。

2 合意書の内容を変更する必要があるときは、双方協議の上、合意内容を変更するものとする。

(合意の解除)

第4 活動団体が活動をやめようとするときは、もんぜんパートナーシップ制度合意解除届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、活動団体が合意書の内容を履行しないとき、又は合意内容を逸脱したときは、もんぜんパートナーシップ制度合意解除通知書（様式第6号）により合意を解除するものとする。

(活動内容)

第5 活動団体の活動は、次に掲げるもののうちから第3第1項のもんぜんパートナーシップ制度合意書に基づき行うものとする。

- (1) 違反屋外広告物の除却及び通報
- (2) 放置自転車の整頓
- (3) 歩道等の除雪
- (4) 公共施設の破損等の通報
- (5) 電話ボックス、灰皿、ベンチ等の清掃及び落書きの除去
- (6) 植栽帯内の除草並びに既存樹木の育成及び管理
- (7) 公共施設における散乱ごみの収集
- (8) その他まちづくりに必要な活動

- 2 活動団体は、前項の活動のほか、まちづくりに関する調査及び研究を行うものとする。
- 3 活動団体は、第1項第1号の規定により違反屋外広告物を発見し、その広告物がはり紙である場合は、これを除却し、もんぜんパートナーシップ制度違反屋外広告物除却報告書（様式第7号）により市長に報告するものとする。また、はり札、立看板、のぼり旗その他これらに類するものである場合は、これらの存する公共施設の管理者に通報するものとする。
- 4 活動団体は、第1項の活動のほか、中心市街地において困っている方へのエスコート及び案内などを積極的に行うよう努めるものとする。

（支援）

第6 市長は、活動団体の活動に対して、次に掲げる支援を行うことがある。

- (1) まちづくりに関する資料の提供
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 清掃用具等の一部の提供及び貸与
- (4) 回収したごみの処理

（除却の委任）

第7 市長は、違反屋外広告物のうちはり紙の除却を行おうとする活動団体又はその構成員に対し、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により、はり紙の除却を委任するものとする。

（サインボードの設置及び撤去）

第8 市長は、活動団体が希望する場合には、活動区域内に活動団体の名称等を表示するサインボードを設置することがある。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 土地の所有者及び管理者の承諾が得られない場合
- (2) 法令に違反する場合
- (3) その他設置が適当と認められない場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定により設置されたサインボードを撤去するものとする。

- (1) 活動団体が活動を終了した場合
- (2) サインボードの撤去を必要と認める場合

（事故の報告）

第9 活動団体は、活動中に事故が発生した場合は、もんぜんパートナーシップ制度事故発生報告書（様式第8号）により市長に報告するものとする。

（活動実績報告及びまちづくりに関する提案）

第10 活動団体は、もんぜんパートナーシップ制度活動実績報告書（様式第9号）及びまちづくりに関する提案書（様式第10号）を毎年度3月31日までに市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。